

集合住宅の水道メーター設置要綱

集合住宅の水道メーター設置要綱

1. 適用範囲

この要綱は、「集合住宅の各戸計量及び各戸徴収に関する取扱要綱」に基づき、各戸計量及び徴収の取扱いを受ける集合住宅の各戸に、水道メーターを設置する場合に適用する。

2. 各戸メーターの器種及び口径の選定

集合住宅の各戸メーターの器種及び口径は、事前に塩竈市上下水道部の承認を得るものとする。なお、メーターの維持管理に万全を期すために、各戸メーターに上下水道部が指定する「メーター番号」を付すものとする。

3. 各戸メーターの設置等

- (1) 各戸メーターは、床、又は叩き上の乾燥した場所に取付けなければならない。
- (2) 各戸メーターの設置は、原則として管理者が不在であっても、容易かつ安全に保守点検、取替え、計量及び中止開栓作業がおこなえるスペースを確保し、さらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 各戸メーターは水平に取付け、凍結予防のためポリスチレンフォーム又はスポンジ型のメーター用カバー等で防寒しなければならない。
- (4) 各戸メーターの前後には、水道メーター用ユニオンと水道メーター用伸縮管をそれぞれ使用すること。
- (5) 各戸メーターの上流側には開閉防止型止水栓（伸縮形）を設置すること。

4. 集中検針盤の取付位置

- (1) 遠隔指示装置付水道メーターを設置する場合の集中検針盤は、各戸メーターと同様に、容易かつ安全に保守点検等がおこなえ、原則として1棟1ヵ所とし、表示値が容易に読みとれ、又、雨、直射日光のあたる場所やほこりの多い場所、有害なガスの発生する場所等は避けなければならない。
- (2) 集中検針盤の取付位置は床面から検針盤上端まで、1, 700mmを原則としなければならない。

5. 取付けメーターの届出

各戸メーターの取付後、給水開始時までに、取付けメーターの口径、製造会社、型式、検定満期、メーター番号、指針及び室番号を表示した「取付けメーター一覧表」を届け出て、上下水道部の確認を得るものとする。